

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、児童の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害である。全ての児童が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めると共に、学校全体で組織的に対応していく。また、家庭・地域その他の関係者との連携のもと、いじめ問題ゼロを目指した取組を行う。

2 いじめの防止に向けた学校の考え方

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、生き生きと安全に活動することができる場でなくてはならない。児童の人権を尊重し、児童一人一人が大切にされているという実感をもつと共に互いが認め合える人間関係をつくり、自尊感情や自己肯定感を高め、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童に、いじめを行ってはならないという行動規範を徹底する。

3 いじめ防止対策組織の設置

【構成】 校長・副校長・主幹教諭（教務主任）・主幹教諭（生活指導主任）・学年主任
特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー

「駒込小学校 いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や、児童の訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

【役割】 ○「いじめ防止推進基本条例」等に基づく取組の実施と進捗状況の確認。

- ・学校評価等で、学校におけるいじめ防止対策についての検証を行い、改善策を検討していく。

○教職員への共通理解と意識の啓発

- ・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・学校評価や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に務める。

○児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。

○いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、或いは、いじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解決に向けた指導、支援体制を築く。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な支援を行う。

「駒込小学校 いじめ緊急対策委員会」

【構成】 いじめ防止委員会の構成員に加え、教育委員会職員（心理職・指導主事等）及び校長が必要と認める者（学校関係者等）

【役割】 いじめにより、

- ①児童の心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ②児童が相当期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。
- と校長が認めた場合、迅速に設置できるよう、予め本委員会を準備しておく。

4 いじめの防止及び早期発見のための具体的取組

（1）いじめの未然防止の取組

児童が周囲の友だちとの関わりを大切にし、互いに認め合う関係の中で、「安心して、豊かに」学校生活を送ることができるように、基本的な生活習慣や学習規律をしっかりと身に付け、学習や行事等に主体的に取り組めるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

- *いじめを絶対に許さない風土づくりに努める。
- *教育活動全体通して、人権教育、道徳教育を推進し、心の教育の充実を図る。
- *体験活動を重視し、児童の活動や努力を認め、自尊感情・自己肯定感を育む。
- *年間2回の心理検査の活用を図り、対人関係に関する状況を把握する。
- *情報モラル教育を推進し、インターネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。
- *児童会等、児童自らによるいじめ根絶に向けた取組を行う。

（2）いじめの早期発見の取組

些細な兆候であっても疑いをもって、早い段階から複数の教職員で関わりいじめの早期発見に努める。また、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、教職員相互の情報交換を積極的に行う。

- *いじめを見逃さない教職員の体制づくりを行う。
- *アンケートに基づく教育相談を定期的実施する。（6月・10月・2月）
- *都SCとの面接等、児童が相談しやすい環境整備に努める。

（3）いじめに対する措置

いじめを認知した場合には、速やかに組織的の対応する。

- *「いじめ防止対策委員会」を招集し、組織的にいじめの迅速な解消を目指す。
- *いじめ解消の実施計画を作成し、教職員の役割分担を行う。
- *いじめの解消と再発防止に向けた、短期、中・長期的な計画を作成する。

（4）重大事態への対応

「いじめ緊急対策委員会」を招集し、関係諸機関と連携して迅速な解消を目指す。

- *速やかに事実を調査し、教育委員会等への報告を行う。
- *保護者と連携し、いじめを受けた児童の保護、支援を行う。
- *保護者の協力のもと、いじめを行った児童への指導、措置を行う。
- *調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 その他

- いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質の向上を図る。
- 「駒込小学校 いじめ防止基本方針」はホームページに掲載するとともに、4月に保護者へ配布する。
- 夏季・冬季・春季休業の前後にいじめ防止についての指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。
- 毎週行われる「生活指導朝会」や年間2回行われる「生活指導研修会」、「職員会議」等で児童に関する情報交換を行い、情報の共有を図る。
- いじめ未然防止のため各学級、年間3回授業を行う。

6 年間計画

	いじめ防止委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容確認・共通理解	○学級開き・学年開き ○保健指導	○SCの児童・保護者への周知 ○発育測定 ○心の健康アンケート	○保護者全体会・学級懇談会での「いじめ防止基本方針」の説明 ○地域訪問 ○学校公開
5月				○学校運営連絡協議会
6月	○生活指導全体会		○ふれあい月間 ○いじめアンケート	○土曜公開 ○親子スポーツテスト
7月		○セーフティ教室 ○長期休業前指導		○土曜公開 ○個人面談 ○学校保健委員会
8月		○長期休業後指導		
9月			○発育測定	○保護者会 ○土曜公開 ○学校参観週間
10月		情報モラル指導		○土曜公開
11月			○ふれあい月間 ○いじめアンケート	○土曜公開 ○学校運営連絡協議会
12月	○学校評価 全教職員による取組評価	○人権週間 ○長期休業前指導		○個人面談
1月		○長期休業後指導	○発育測定	○土曜公開 ○保護者・児童への学校評価アンケート ○道徳授業地区公開講座 ○学校運営連絡協議会
2月	○学校評価をもとに基本方針の見直し ○特別支援全体会		○いじめアンケート	○土曜公開 ○学校保健委員会
3月		○長期休業前指導		○保護者会
通年	○生活指導夕会 ○教職員によるいじめに関する情報収集 ○OSCによる児童観察	○朝会での校長講話 ○人権教育・道徳教育の充実 ○学習指導・生活指導の充実 ○児童会によるいじめ根絶に向けた取組	○健康観察 ○SCによる相談・面接 ○保護者との連携	○あいさつ運動